

≪ 添付書類 ≫

※添付書類は全て原本（コピー不可）

1. 治療用装具（コルセット、義肢、弾性着衣等）装着のとき
 - ①診察した医師による、装具装着に関する「意見書」又は「作成（装着）指示書」
 - ②装具製作所から発行される、装具の「領収書」及び「明細書」
※明細書は、領収書内に詳細な内訳の記載があれば不要。
2. 治療用装具（弱視治療用眼鏡・弱視治療用コンタクト）装着のとき
 - ①診察した医師による装具装着に関する「作成（装着）指示書」
 - ②診察した医師による「検査結果」
 - ③装具製作所から発行される、弱視治療用眼鏡代であることが記載された「領収書」
※「眼鏡代」だけでは治療用であることが不明なため不可。
3. 立替払い（自費支払）をしたとき
 - ①受診した医療機関から発行される「診療報酬明細書（レセプト）」（開封厳禁）
 - ②受診した医療機関から発行される「領収書」
4. 立替払い（他保険使用）をしたとき
 - ①従前に加入していた医療保険者より渡される「診療報酬明細書（レセプト）」（開封厳禁）
 - ②従前に加入していた健康保険保険者より渡される「領収書」
5. 輸血のための生血を購入したとき
 - ①診察した医師による輸血の必要性を認める「意見書」
 - ②受診した医療機関から発行される血液量の記載がある「領収書」
6. 海外で療養を受けたとき
 - ①受診した医療機関から発行される「診療報酬明細書（レセプト）」（開封厳禁）
※明細書の記入用紙が必要なときは当組合までご連絡ください。
 - ②受診した医療機関から発行される「領収書」
7. はり、きゅう、あん摩、マッサージなどの施術を受けたとき
 - ①施術を受けた機関から発行される「施術内容明細書」
 - ②施術を受けた機関から発行される「領収書」
 - ③診察した医師による、施術の必要性を認める「同意書」（2回目以降の申請時はコピーでも可）
8. 負傷の原因が第三者によるものであるとき
 - ①1～7の内、該当するものの書類
 - ②当組合指定の「傷病届」 ※用紙は当組合までご連絡ください。

≪ 記入上の注意事項 ≫

1. 委任欄は、退職者（任意継続被保険者含む）以外は必ず署名をしてください。
2. ①欄の記号・番号は、保険証に記載されています。（保険者番号ではありません）
3. ⑨欄については、できる限り詳細に記載してください。
4. ⑬欄については、該当する理由にチェックを付けてください。

≪ その他の注意事項 ≫

1. 添付書類は全て原本となりますので、市町村など自治体への医療費助成申請を予定している場合は、当健保に提出する前に必ずコピーを取っておいてください。
2. 療養費の支給は、保険者（健保組合）が「やむを得ない」と認めた場合に限りです。（法第87条）
3. 医療機関等から渡された「診療報酬明細書（レセプト）」は封がされています。そのまま開封せずに当健保へご提出ください。開封してしまうと受け付けできません。
4. 申請に関する書類が外国語で書かれているときには、翻訳文を添付してください。
なお、翻訳文の余白に、翻訳者の住所、氏名を記載してください。

～ 『海外療養費』 について ～

海外療養費制度は、出張、旅行、留学等で海外渡航中に、急な病気等でやむを得ず現地で治療を受けた場合、日本で加入する健保組合等の医療保険者に申請手続きを行うことで、海外で支払った治療費の一部が払い戻しされる制度です。

※初めから治療目的での渡航は、制度の対象外です。

しかし、海外療養費制度には注意が必要です。

それは、「日本国内で同様の保険診療を受けた場合に準じて」払い戻し額が計算されるため、実際に現地で支払った治療費に対し、払い戻される額が大幅に少なくなることがある点です。

(例) 米国で盲腸の手術を受けた場合の一例

①現地で支払った治療費 ⇒ 300万円

②日本で同様の診療を受けた際の治療費 ⇒ 40万円 ← **ポイント!**

③海外療養費制度で払い戻される金額 ⇒ 32万円 (高額療養費分約4万含む)

※3割は自己負担なので、還付額は「40万円の7割+高額療養費分」となります。

④結果・・・海外療養費だけでは、差額の268万円は全て患者さんの自費!!

海外の医療制度は日本とは大きく異なり、日本で同様の治療を受けた時と比べると非常に高額となるケースが多くなっています。

海外へ行かれる場合は「海外療養費制度」をよくご理解のうえ、いざというときに安心して治療が受けられるよう、民間保険会社の海外旅行保険などへの加入も踏まえてよくご検討ください。